

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月1日から11月30日まで
定時株主総会	2月中
基準日	11月30日
剰余金の配当の基準日	5月31日 11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 一</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	<p>電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.toseicorp.co.jp/ir/publicly/index.html ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行います。</p>
株主に対する特典	<p>株主優待制度の概要 (1) 対象となる株主様 毎年11月30日を基準日とし、当社株式1単元(100株)を保有されている株主様を対象といたします。 (2) 株主優待の内容 当社オリジナルのQUOカード1,000円分を年1回贈呈いたします。 (注)シンガポール証券取引市場における株主様には、シンガポール国内において利用できる1,000円相当額の商品券(Capital Voucher)を年1回贈呈いたします。 (3) 贈呈の時期 毎年2月下旬頃の発送を予定しております。</p>

- (注) 1. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が直接取り扱います。